

JIS X 0213(原案)に対する要望書

日頃、日本の電子工業発展のためにご尽力いただき、感謝致します。2000年1月制定予定の「7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張漢字集合(JIS X 0213:2000)」原案作成に関して、工業技術院のご指導によるJCSの積極的な活動に敬意を表します。

さて、本JIS原案は文字集合として見ると、現代日本語表記の要求を満たす優れた研究成果であることは論を待たないものと考えますが、コンピュータを中心とした電子機器における符号化文字の既存実装への配慮、国際標準との整合性、及び複数文字コード工業規格の林立の点で問題があると認識しています。つきましては日本の電子工業全般への影響を配慮して、本規格案は、以下の2つの条件が満たされるまで、標準情報(TR)として発行して戴きたくお願い申し上げます。満たされた暁にも”TR”を自動的に”JIS”に変えるのではなく、その時点での国内・国際各方面の状況を十分に検討し、JIS発行に問題がないことを確認する作業は欠かせません。

条件

- (1) JIS X 0213(案)のうち、ISO/IEC 10646(UCS)に含まれていない400字強の漢字・非漢字を追加するための改正がISO/IEC JTC1(/SC2)で投票に付され、例えばFDAMとして承認されること。これに基づき改正発行されたISO/IEC 10646は、JIS X 0221に反映させる必要があるが、そこまで待つ必要はないと考える。
- (2) 今回のJISの追加によって生ずる複数並列・競合規格(JIS X 0208, JIS X 0212, JIS X 0213並びにJIS X 0221など)の使い分けについての明確なガイドが工業技術院から発行されること。

理由

- A) 今回のJIS原案の第三水準と第四水準の符号領域は、デファクト標準として先行し、広く用いられているシフトJISコードやEUCコードの外字・拡張文字用の領域と重複する。この領域を利用したデータが多くのユーザーにおいて蓄積されており、また製品によってはROMに焼付けられているものもある。新規格を実装した製品ではこれらユーザー資産の継承は図れない。ISO 10646で新規格案の文字セットが遺漏なくサポートされ、主として使用される文字コードがこれらに移行していくれば、その過程でユーザー資産も緩やかな移行が可能になる。即ち、国際標準として確定していれば市場の混乱は最小限におさえることが可能であると考えられる。
- B) 日本の標準化政策においては、WTO/TBT協定を遵守し、JISの国際標準整合化を最重点項目にあげている。従って、国際標準との整合が未確認の現段階で新しいJISの制定を急ぐのは好ましくない。
- C) 文字コード規格は他の規格と性格が異なり、情報システムインフラの基本構成要素であるので、複数ある規格の中からユーザー・メーカーに勝手に選ばせるというのでは、そもそも規格を制定した意味がないと考えられる。
- D) 市場で優勢なUCSベースのミドルウェアやアプリケーション(例えば、JAVA, XMLなど。これらは既にJISC標準部会を経て標準情報としても出版されている。)においてJIS原案で定義した文字が扱えない。

以上ご高察の上、要望をお聞きとどけ戴きたくお願い申し上げます。

平成11年8月31日

提出者: